

平成26年度 施政方針より

1. だれもが健康で安心してともに暮らせるまちづくり

がん検診推進事業につきましては、平成21年度から国が乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券等を配布しておりましたが、平成25年度で事業開始より5年が経過し、受診対象者への配布が一巡することとなるため、対象年齢を縮小して事業を実施することとなりました。市では、その国の方針を踏まえ受診対象者への無料クーポン等を配布してまいります。

胃がん検診事業につきましては、受診率向上のために、従来からの検診車による集団検診に加え、個別受診を実施し、受診機会の拡大を行ってまいります。

食育推進事業につきましては、健康な食づくり推進員が、地域の方々を巻き込み、取り組んでいただけるよう、推進員養成講座を実施し、食育推進事業の普及啓発の充実に努めてまいります。

新型インフルエンザ対策につきましては、備蓄品の保管場所として保健センター機械室改修工事を行ってまいります。

生活習慣病の予防促進につきましては、国民健康保険加入者に対する人間ドックの助成対象年齢の拡大を行い、疾病予防並びに健康維持に努めてまいります。

市立病院におきましては、医師や看護師など医療スタッフのさらなる充実を図り、救急患者の受け入れや地域医療機関との連携を強化しながら、地域の中核病院としての役割を果たしてまいります。また、健診や人間ドックにつきましても受診者が安心できるように常に質の向上を目指し、さらに多くの企業との契約を促進し、受診者の増加につなげてまいります。

地域で支え合う体制の整備につきましては、稲城市社会福祉協議会が実施するハンディキャップ事業に使用する車両の更新に対する補助金を支給してまいります。

障害者・障害児の地域生活の支援につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、新たに補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援してまいります。また、障害者のためのヘルプカードについて、東京都内で統一化されることに伴い、対象者を拡大するとともにデザインなどを改め、さらなる制度の周知を図ってまいります。

障害者・障害児の社会参加の促進につきましては、障害者就労支援センターに専任の地域開拓促進コーディネーターを設置し、就労希望者の積極的な掘り起こしや意識改革、障害者雇用に取り組む企業等への支援の充実を図ってまいります。

保育サービスの充実につきましては、保護者の病気や育児疲れの解消など、さまざまな保育ニーズに対応するため、一時預かり事業を実施する認可保育所を増やしてまいります。また、定員に空きのある認可保育所へ児童の送迎を行うための、送迎保育ステーション事業の検討を始めてまいります。

さらに、認証保育所におけるサービスの透明性の確保や質の向上を図るため、第三者評価機関による福祉サービス第三者評価補助制度を充実いたします。

保育施設などの充実につきましては、第二保育園の民営化と、南山東部土地区画整理事業地内へ新たに認可保育所を開設するため、民間保育所振興費補助の充実を行ってまいります。併せて、第二保育園の民営化に伴い、円滑な保育の引継ぎが行えるよう、法人との合同保育を実施してまいります。また、第三保育園の下水道接続工事を行ってまいります。

学童クラブや児童館の整備につきましては、(仮称)南山学童クラブ、第一学童クラブ、第二児童館、第一学童クラブ分室、第二学童クラブ、第一児童館について、育成時間の延長等が柔軟に対応できるよう、民間委託を進めてまいります。

また、第一学童クラブ分室につきましては、第一小学校校舎の改修に併せて整備し、第二学童クラブ分室につきましては、第二小学校校舎の改修に併せて整備の充実を図り、(仮称)南山学童クラブの新設も行ってまいります。

子どもと家庭への支援につきましては、第二保育園の建て替えに併せて、その施設へ子ども家庭支援センターの相談窓口機能の開設準備を行ってまいります。

子育て世帯への生活の支援につきましては、消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への影響に配慮した、子育て世帯臨時特例給付金を支給してまいります。

低所得者の生活の支援につきましては、消費税率の引き上げに伴い、低所得者への影響に配慮した、臨時福祉給付金を支給してまいります。

国民健康保険事業につきましては、これまで実施してきた保険医療機関等からのレセプトの点検業務、療道整備所に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、新たに海外での受診における海外療養費の支給申請書の二次点検を行い、さらなる医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、事業に係る保険給付を円滑に実施するため、平成27年度から3年間を計画期間とする第6期介護保険事業計画を策定してまいります。

2. 人と文化を育むふれあいのあるまちづくり

私立幼稚園協会補助金につきましては、補助対象事業のうち私立幼稚園父母の会連合会補助事業に係る補助金を増額し、幼児教育の振興と充実を図ってまいります。

私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、第2子の平均的な保護者負担割合を第1子の半額とした上で所得制限を撤廃し、第3子以降につきましても所得制限を撤廃し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

地域の教育力と学校の教育力を結ぶ学校支援コンシェルジュを配置する、地域と共にある学校づくり推進事業につきましては、昨年度の二中、六中ブロックに加え配置地区を2地区増やし、準備のできた4地区で学校支援活動を展開し、学校にさまざまな経験のある地域住民や専門家などの外部人材の参画をいただき、一層の教育内容の充実を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、昨年度、ふれんど平尾内に発達支援センター(レスポーンいなぎ)と就学支援室を併置し、発達障害の児童・保護者等へ一体化した支援を実現しましたが、相談や支援の充実に伴い、増加した相談件数に対応し、より早期から関わり、きめ細やかな就学相談を行うことを目指して、特別支援教育センターコーディネーターの増員を行い、支援の充実を図ってまいります。

環境、国際理解、人権等、持続可能な社会の担い手を育成するE S D(持続発展教育)の視点を重視した教育活動の推進につきましては、これまでの特色ある学校づくり推進事業交付金をより目的を明確にして持続発展教育(E S D)学校支援交付金とし、全小・中学校におけるユネスコスクールの活動を支援してまいります。

子供が読書に親しみ、学校図書館の利用が一層活性化するために、順次進めてきました学校図書館活性化推進員の配置につきましては、さらに3校を追加し、既存校と合わせ新年度では合計11校に配置してまいります。

教職員の配置につきましては、若葉台小学校の児童数減少に伴い、東京都の養護教諭の配置規準の定数が2人から1人の減となりますが、本校舎保健室となかよし校舎保健室の2箇所の保健室を運営する必要があることから、児童の安全・安心を考え、うち1名を市の経費で配置してまいります。

いじめ問題への対応につきましては、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立したことを受けて、すでに各学校ではいじめの予防や迅速な把握・指導について組織的な対応を進めておりますが、市としていじめ防止や対策強化のために学校関係者や警察、有識者等からなる稲城市いじめ問題対策連絡協議会を設置して、全教職員を対象とした実効的な研修などを行い、いじめ問題に適切に対応するための組織的な連携体制を構築してまいります。

特別支援学級に通学する児童・生徒への就学奨励費につきましては、通学費補助金の支給対象者を拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

学校施設・整備につきましては、校舎の老朽化に対応するため、稲城第一小学校旧校舎建替等工事を継続することと併せて、学校敷地内の国有地を取得してまいります。また、稲城第一中学校校舎大規模改修等工事の実施設計及び工事の実施、稲城第二中学校校舎大規模改修工事の実施設計を進めてまいります。

さらに、児童数の増加に伴う稲城第七小学校校舎増築工事を実施し、南山東部土地区画整理事業の進展に伴う(仮称)南山小学校の新築工事を継続するとともに、開校に向け初年度備品等を整備いたします。

また、小・中学校の震災時における安全性の確保を図るため、高天井照明器具等落下防止工事を進めるほか、水道直結工事等を行い、学校施設の整備・充実を推進してまいります。

稲城ふれあいの森につきましては、将来にわたり恒久的な利用が見込まれることになったことから、市民だれもが安全に利用できるよう計画的に施設整備を進めてまいります。

児童の放課後対策事業につきましては、放課後における子どもたちの安全・安心で健やかな居場所づくりとして、いなぎ放課後子どもプラン「放課後子ども教室」を試行的に実施してまいります。

稲城市成人式につきましては、新たな民間施設を活用し、新成人にとって思い出に残る成人式を実施してまいります。

社会教育施設の整備につきましては、市民の活動拠点の一つである中央文化センターホールへの吊り天井等点検調査及び第三文化センターの耐震診断調査を実施してまいります。

子ども読書活動の推進につきましては、平成25年度に第一次稲城市子ども読書活動推進計画が終了することに伴い、第二次稲城市子ども読書活動推進計画を、平成27年度から5年間の計画期間で策定してまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の振興につきましては、すべての市民が生涯を通じて、豊かなスポーツライフが実現できるようスポーツ・レクリエーション活動を計画的に推進するため、稲城市スポーツ推進計画を策定してまいります。

スポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりにつきましては、旧浜浜処分場跡地を利用し、サッカー場を中心とした多目的に利用できる広場を整備するため、グラウンド整備工事に着手してまいります。

また、総合体育館の吊り天井等点検調査を実施し安全を確認するとともに、稲城第七小学校及び平尾小学校に校庭開放体育倉庫を設置し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

3. だれもが心豊かに暮らせる平和で安全なまちづくり

男女共同参画社会の推進につきましては、第四次男女共同参画計画策定に向けて男女共同参画意識調査を実施してまいります。

コミュニティの育成支援につきましては、自治会活動の拠点として、また地域コミュニティ形成の場として、重要な施設となっている集会所の整備を促進するため、矢野口自治会館の防水改修工事及び平尾宅地分譲自治会館玄関前の手摺設置工事の補助を行ってまいります。

防災対策の推進につきましては、稲城市地域防災計画の被害想定を踏まえた備蓄資料の確保及び避難所運営に必要な備蓄資機材の充実、さらに災害時医療救護体制の充実を図るとともに、稲城第七小学校防災倉庫及び自主防災組織防災倉庫等の整備を行ってまいります。また、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化促進助成事業の充実を図ってまいります。

情報伝達システムの充実としましては、防災行政無線のデジタル化を推進し、難聴地域対策として市内各所における戸別受信機の電波調査を行ってまいります。

消防団体制につきましては、大規模な風水害や震災等が発生した際に、長期化する消防団活動に対応するため、長峰コミュニティ防災センター内第八分団詰所部分の増築工事を行い、木造の暫定施設となっている第二分団拠点施設を恒久施設として、鉄筋コンクリート構造へ建て替えるため、工事設計を進めてまいります。

消防施設及び消防機動力の充実につきましては、消防署から遠い地区の緊急車両到着時間を短縮するため、消防分署の建設に向けて工事設計を進めるとともに、上平尾土地区画整理事業地内にある土地開発公社所有地を取得してまいります。また、消防ポンプ自動車1台を更新整備し、消防力の充実に努めてまいります。

4. 環境にやさしく活力あふれるまちづくり

地球環境の課題である温室効果ガス排出抑制に向けては、市民・事業者・学校・市の各主体によるさまざまな場面での取り組みの推進が必要であります。

引き続き、国や東京都などと連携を図りながら、「第二次稲城市環境基本計画」に基づく環境学習の充実を通じ、各主体への啓発、また協働などの推進を図り、環境配慮意識・行動の内包化を進め、温室効果ガスの低減に努めてまいります。

東日本大震災以降、引き続き官民挙げての節電が求められている中で、市の公共施設につきましては、稲城中央公園で公園照明のLED化を行ってまいります。

都市農業の振興につきましては、臭いのしない堆肥づくりに取り組む生産者及び、スイングスプリンクラー等を設置することにより農業の飛散軽減に取り組む生産者に対する支援を通して、環境と調和した都市近郊農業を推進してまいります。また、大丸用水頭首工堰の適正な維持・管理を図るため、大丸用水頭首工堰改修工事の基本調査設計を進めてまいります。

商工・建設業振興につきましては、小規模事業者経営改善資金の利子補給補助や、生き生き商品券事業などの商工会支援ならびに小口事業資金融資あっせん事業の信用保証料補助などの、中小企業支援を通して進めてまいります。また、44回目を迎える産業まつりにつきましては、実施体制の拡充を図ってまいります。

観光事業の推進につきましては、さらに本市の魅力を発信するための事業として、観光ウォーキングツアーの実施や観光総合冊子の発行等の取り組みを推進してまいります。

また、稲城長沼駅周辺への大河原邦男氏代表作の大型モニュメント設置及び観光発信拠点を整備するための検討を行い、本市がさらに魅力的となるような事業を推進してまいります。

5. 水と緑につつまれたやすらぎのあるまちづくり

市施行の土地区画整理事業につきましては、引き続き特定財源の確保に努めるとともに、関係権利者等のご理解とご協力を賜りながら円滑な事業推進が図れるよう進めてまいります。

榎戸地区につきましては、平成32年度までの完成を目指し、多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線周辺及び清水川から分岐する水路の整備を進めてまいります。

矢野口駅周辺地区につきましては、スーパー堤防事業の代替措置の実施に向けて、関係機関及び権利者との調整に努めてまいります。

稲城長沼駅周辺地区につきましては、駅周辺のまちづくりを推進するため、多摩都市計画道路3・4・14号駅前通り線及び駅前広場周辺の整備を進めてまいります。

南多摩駅周辺地区につきましては、J R南武線の高架完了に伴い、北側駅前広場の整備を行うとともに、大丸用水及び周辺街区の工事を進めてまいります。

組合施行の土地区画整理事業につきましては、引き続き各土地区画整理組合の円滑な事業推進が図れるよう、関係機関との協議並びに組合への支援と指導を行ってまいります。

南山東部地区につきましては、引き続き保留地処分や使用収益開始箇所の拡大を図るとともに、(仮称)南山小学校の開校や(仮称)稲城・府中墓苑の開苑などに向けた基盤整備を進めてまいります。

上平尾地区につきましては、引き続き保留地処分や使用収益開始箇所の拡大を図ってまいります。

小田良地区につきましては、本格的な工事着手に向け、円滑な事業推進が図れるよう、支援と指導を行ってまいります。

新たに設立された押立第一地区につきましては、円滑な事業推進が図れるよう、支援と指導を行ってまいります。

市民が安全で快適な生活環境の向上を図るための道路網の整備につきましては、誰もが安心して利用できる安全な道づくりに努めてまいります。

広域的な道路網の整備促進につきましては、都市間交通の円滑化に向け、南多摩尾根幹線及び鶴川街道の早期事業化が図られるよう東京都と協議してまいります。

鶴川街道百村区間につきましては、沿道のまちづくりに向け、地域の方々との意見交換に取り組んでまいります。

多摩都市計画道路3・4・12号読売ランド線につきましては、用地測量を行い、計画的な整備を進めてまいります。

主要幹線道路の整備につきましては、多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線の用地買収及び物件移転補償を行い、道路築造工事を進めてまいります。

また、多摩都市計画道路7・5・3号宿榎戸線の川崎街道から鶴川街道間の路線測量を行い、計画的な整備を進めてまいります。

地域に密着した生活道路の整備につきましては、坂浜地区の市道第11号線整備に伴う平面測量及び同地区の新きさらぎ橋から中橋までの三沢川右岸側道整備に伴う平面測量、大丸地区の市道第398号線、押立・矢野口地区の市道第1511号線の築造工事を行い、計画的な整備を進めてまいります。

道路の維持管理につきましては、道路の利便性・安全性・快適性を保持していくため、押立地区の四中通りの舗装補修工事を行い、計画的な維持補修を進めてまいります。

また、新年度から、橋長15メートル以上の橋梁につきましては、平成24年度に策定いたしました「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、順次、橋梁の長寿命化修繕を実施し、安全性の確保及び維持補修費用の縮減を図ってまいります。

水路の整備につきましては、大丸地区の押立堀の改修工事を行い、計画的な整備を進めてまいります。

J R南武線連続立体交差事業につきましては、事業区間内の高架化が完了し、稲城市は踏切のないまちとなりました。引き続き、稲城長沼駅の4番線及び北側側道の早期完成に努めてまいります。

また、高架下利用計画につきましては、駅周辺地域の活性化と沿線の利便性並びに住環境の向上に向け、東京都及びJ R東日本と協議を進めてまいります。

i バス事業につきましては、市民やi バス利用者へのアンケート調査等を行い、「稲城市地域公共交通検討協議会」により、市内バス路線網におけるi バス路線の位置づけや、より良い公共交通サービスの提供について検討が行われ、提言書がまとめられてまいりました。

この提言書に基づきi バス運行路線の見直しを図り、高齢者をはじめとする交通弱者の社会参加を促進し、公共交通の利便性の向上や効率的で市民ニーズに合った運行を行ってまいります。

また、都市基盤整備の進捗に合わせた公共交通の充実に向け、「地域公共交通会議」を設置し、協議を進めてまいります。

下水道事業につきましては、榎戸地区、矢野口駅周辺地区、南山東部地区、上平尾地区及び小田良地区等の土地区画整理事業の進捗に合わせ、引き続き、整備区域の拡大を図るとともに、新年度からは、多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線並びにJ R南武線北側側道の工事に伴う下水道整備に着手してまいります。

また、下水道事業特別会計における地方公営企業法の一部適用並びに管渠の長寿命化計画等を見据えた、下水道管渠等の資産調査及び評価業務を実施してまいります。

ドッグラン施設の整備につきましては、市民のニーズに応え、憩いの場を提供するため、飼い犬を自由に運動させられる専用の広場として設置を準備してまいります。

第二保育園の建替えに伴う新たな亀山下公園の整備につきましては、実施設計を進めてまいります。

利用者より要望が寄せられている多摩川緑地公園への水洗トイレの設置につきましては、測量等の調査を実施してまいります。

6. 市民とともに歩むまちづくり

広報・広聴活動につきましては、市民の生活意識と市政に対する意向・要望を把握し、今後の市政の資料とするため、市民意識調査を実施してまいります。

また、都市基盤整備状況等を踏まえ、新たな情報に基づき稲城市ガイドマップ・防災マップの更新を実施してまいります。

住民保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度への対応につきましては、平成27年度から個人に番号が割り振られることに伴い、本市の住民情報システムの見直しを進めてまいります。

組織改正に伴い、市庁舎の総合案内窓口につきましては、来庁される方々への対応を開庁時間中に可能にするるとともに、これまで各課の窓口で行っていた市発行の冊子の販売業務を集約化することで、市民サービスの向上に努めてまいります。

福祉総合システムにつきましては、既存の福祉各システムを統合し、情報の連携や一元化を図ることにより、窓口での迅速な対応やよりきめ細かな市民サービスを提供するため、システムの構築を行ってまいります。